

事業主の
みなさまへ

平成25年4月1日から
障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度)。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。事業主のみなさまは、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現 行	平成25年4月1日以降
民間企業	1. 8% ⇒	2. 0%
国、地方公共団体等	2. 1% ⇒	2. 3%
都道府県等の教育委員会	2. 0% ⇒	2. 2%

ご注意! 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- ・ 障害者雇用状況の報告
- ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出 など

■ 問合せ先 ハローワーク能代 ☎54-7311

八峰町関東ふるさと会 総会・懇親会のお知らせ

当ふるさと会は、東京都およびその近県に在住する八峰町出身者及びそれに縁故ある方で組織しています。

毎年、八峰町役場のご支援により、町の食材で作る「きりたんぼ鍋」を会場で美味しく味わうことができます。又、お土産として“JA秋田やまもと”のご支援により「お米と椎茸」を予定しています。

当日は、会員による芸能披露や抽選会で大いに盛り上がります。又、自神八峰商工会、産直施設“おらほの館”の方々に物産販売も予定しています。

今年も下記のとおり、開催を予定していますので、郷里や関東地方にお知り合いの方がおられましたら、お声をかけていただき、一人でも多くの方々のご参加をお待ちしております。

- 開催日時 平成24年11月18日(日) 正午～午後3:30
- 会 場 私学会館アルカディア市ヶ谷(東京都千代田区九段北4-2-25)
☎03-3261-9921
- 申 込 先 八峰町関東ふるさと会 成田 勘一(事務局)
東京都小金井市関野町1-3-35
☎042-383-0278 携帯090-5344-0039

「八峰町定住奨励金等事業」の一部が変更になります

〈用語の定義〉

- Uターン者・・・町内出身者であって、5年以上町外で生活し、再び八峰町に住民登録した人(但し、在学期間は含まない)
- Iターン者・・・町外出身者であって、新たに八峰町に住民登録した人

定 住 奨 励 金

1. 対象者
八峰町に住民登録をしてから、1年以上八峰町に居住しているUターン者・Iターン者
※申請期間は住民登録の届出をした日から1年以上経過した後、1年以内になります。
2. 交付額
①単身で転入した場合は150,000円 ②家族で転入した場合は300,000円
3. 交付申請
交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出してください。
〈必要な添付書類〉
住民票謄本、戸籍の附票謄本(転入以前の5年間、町外に住んでいたことが確認できるもの)等
※八峰町から転籍した場合は、転籍地の「戸籍の附票」が必要です。
4. その他
奨励金の交付を受けた日から、5年以内(以前の規定:「3年以内」)に転出した場合は奨励金を返還していただきます。
※平成25年3月31日までに住民登録の届出を行った方については、以前の規定を適用します。

※「定住用住宅取得等助成金」も一部変更になります。詳細については、ホームページでご確認いただくか、担当課までお問い合わせください。

次に該当する場合は補助金の交付を受けることができません。

- ・ 転勤等で一時的に住民登録を行った方
- ・ 福祉施設等への入所を目的として住民登録を行った方
- ・ 勉学のため転出し、勉学の終了により再び住民登録をした方(卒業後5年以上町外で生活していた方は除く)
- ・ 町税、使用料等を滞納している方(同居家族含む)等

※平成24年4月1日以降に婚姻により住民登録を行った方は交付対象となります。(住民登録の届出をした日から1年以上経過した後、1年以内に申請してください)



■ 問合せ先 八峰町企画財政課企画係 TEL76-4603

支え合おう東北

皆川薬局



秋田県糖尿病療養指導士

薬剤師 皆川鉄治・山脇一輝・山脇真理
八峰町峰浜沢目駅前 TEL.76-2052・FAX.76-2199
営業時間 7:00~20:00/休業日 日曜日・祝祭日

年賀状印刷承ります

白黒・カラー印刷代 50枚まで2,500円
年賀はがきをお持ちでない方には、こちらでご用意致します
ご自宅まで配達しておりますので、お気軽にお電話下さい

吉田時計メガネ店

補聴器・メガネ・時計・はんこ・ゴム印・各種印刷
八峰町八森字中浜15-2 電話:77-2034